

6 路外駐車場

01

路外駐車場

基本的な考え方

路外駐車場

- ・駐車場法第12条により、届出が必要となっている自動車の駐車の用に供する部分の面積が、500m²以上の路外駐車場を届出対象とする。
- ・路外駐車場には、1以上の車いす使用者駐車場施設を設ける。

整備基準

推奨基準

解説

(1)路外駐車場車いす使用者用駐車施設	路外駐車場で、同法12条の規定により届出を要するものには、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。		・「路外駐車場」とは、駐車場法第2条第2号に掲げるものをいう。
(2)路外駐車場車いす使用者用駐車施設の構造	路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものであること。		[参考]福祉車両の諸々 ・車体全長の最高値 : 5,055mm ・後部乗降を行う車両の後方突出幅の最高値 : 1,850mm ・車体の全長+後方突出幅の最高値 : 6,840mm ・車体全高の最高値 : 2,535mm
ア 幅	幅は、3.5m以上とすること。	・奥行きは、6m以上とする。	
イ 表示	路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその附近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設が設置されている旨の表示をすること。	・路面は青色で塗装することが望ましい。	
ウ 位置	(3)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。		
(3)路外駐車場移動等円滑化経路	路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空き地までの経路のうち1以上、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)を設けること。		
(4)路外駐車場移動等円滑化経路の構造	路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。		
ア 段	路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。		
イ 出入口の幅	当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること。		
ウ 移動等円滑化経路を構成する通路	当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、1.2m以上とすること。 (イ) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。		
エ 移動等円滑化経路を構成する傾斜路	当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、段に代わるものにあっては1.2m以上、段に併設するものにあっては90cm以上とすること。 (イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。 (ウ) 高さが75cmを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の舗装を設けること。 (エ) 勾配が12分の1を超えて、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。		
(5)500m未満の路外駐車場	(1)に規定する路外駐車場以外の路外駐車場を設ける場合は、車いす使用者用駐車施設を1以上設けるよう努めるとともに、(1)から(4)に掲げる基準に適合するよう努めること。		



■路外駐車場の例

